

事務連絡
平成29年11月27日

都道府県
各 指定都市 認定こども園主管課（室） 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官
（認定こども園担当）

保育教諭等の資格及び幼稚園教諭免許更新に係る特例期間終了に伴う対応について

認定こども園に関する調査についてご対応いただき感謝申し上げます。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「改正認定こども園法」という。）」附則第 5 条に基づく平成 31 年度までの特例措置については、特に下記の点に留意しつつ、各認定こども園担当部局におかれては、幼保連携型認定こども園の園長等に対し、改めて特例措置の制度の趣旨を周知いただき、所属する保育教諭等及び今後採用する保育教諭等に計画的な免許・資格の取得及び幼稚園教諭免許状の更新を促していただくとともに、定期的なフォローアップをしていただく等その対応に万全を期していただけるよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1 . 特例措置により保育教諭等となっている職員の幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有について

幼保連携型認定こども園は、改正認定こども園法において、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として創設され、その中心職員である

「保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。））」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則となっています（別紙1参照）。

ただし、改正認定こども園法の施行後5年間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）は、幼稚園教諭の普通免許状、保育士の登録のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができるという特例措置が設けられています（別紙1参照）。

現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等の免許・資格の併有状況は、約9割となっており、残り約1割の、いずれか一方の免許・資格しか持たない者は、特例措置期間が終了するまでに、もう一方の免許・資格を取得する必要があります。

その際、特例措置期間中においては、幼稚園又は保育所における勤務経験を評価することにより、一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設けています（別紙2参照）。

なお、特例に係る講座を実施している機関については、次を参照してください。通信制の講座もありますので、参考にしてください。

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339601.htm

厚生労働省：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

また、履修のための受講料の一部を補助する等、保育教諭確保のための財政支援も文部科学省及び厚生労働省において設けています（別紙3参照）。

特例期間が平成31年度までであり、一回の受講で必ず合格が保障されているものではないことに鑑みると、遅くとも平成30年度中に受講が開始されることが適切と考えられます。

2. 幼稚園教諭免許状を所持する保育教諭等の当該免許更新について

有効な幼稚園教諭の普通免許状を所持し保育教諭等となった者（「保育士資格」併有者を含む）について、その者が所持する「幼稚園教諭免許状」は、教員免許更新制の対象であるため、旧免許状所持者の修了確認期限若しくは新免許状の有効期間の満了日を、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続を行わない状態で経過した場合、修了確認期限及び有効期間の満了日の経過をもって幼稚園教諭免許状は失効し、更に、「保育士資格」を持たない者については失効した時点で保育教諭等ではなくなり、「保育士資格」併有者については、認定こども園法に規定する特例措置期間中は保育教諭等の勤務を継続できますが特例措置期間の終了後は保育教諭等ではなくなることとなります。

このため、特例措置期間終了後も引き続き保育教諭等として勤務するためには

「保育士資格」との併有に加え、「幼稚園教諭免許状」の更新についても必須となりますので、必要な受講及び手続を行ってください。

免許状更新講習については、新旧の免許状の別及び免許状の取得年度等によって定められた旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日にしたがって、受講が可能な期間が決まっております（原則として修了確認期限又は有効期間の満了日の2年2か月前～2か月前までの2年間）それより前の期間に受講した場合には無効となります。受講可能な期間については、免許状を複数持つ場合や新免許と旧免許の双方を持つ場合など多様なパターンがありますので、文部科学省HPのほか免許管理者である各都道府県教育委員会のHP等を確認いただく等、間違えないようにしてください。

また、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日を既に経過し、免許状が失効又は教職に就くことができない状態になっており、保育士の登録を行うことにより特例措置の適用によって保育教諭等となった者については、特例措置期間が終了する前までに旧免許状の有効性の回復又は新免許状の再取得の手続を行う必要があります。

「免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成25年文部科学省令第23号)」が平成25年8月8日に公布・施行され、認定こども園等に勤務する保育士で、幼稚園教諭免許状を所持する者も免許状更新講習を受講できるよう受講資格が拡大されています。

なお、免許更新講習を開設している大学等は以下を参照してください。通信制の講座もありますのでご活用ください。

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm

特例期間が平成31年度までであり、一回の受講で必ず合格が保障されているものではないことに鑑みると、指定された対象期間のうちの初年度に受講が開始されることが適切と考えられます。（なお、前述のとおり、定められた期間より前の受講は無効となることにも留意ください。）

3 . 留意事項

本件は、保育教諭等に係る特例であるものの、他の型の認定こども園であつても幼稚園教諭と保育士資格の併有は望ましいとされていることから幼保連携型以外の認定こども園についても周知いただきたいこと

内閣府においては、今後とも定期的にフォローし、都道府県等の取り組みを含む状況について公表していくことも検討しているところであり、引き続きご協力をお願いしたいこと

万が一、対応が困難な対象者がいる場合には、可能な限り事情を把握していただきたいこと

都道府県にあつては、免許管理者である都道府県教育委員会と連携し、必要な情報等を市町村・認定こども園に周知いただきたいこと

○連絡先：
内閣府子ども・子育て本部
参事官付（認定こども園担当）
TEL：03（5253）2111 内線：38445
FAX：03（3581）2808

参照条文

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成十八年法律第七十七号)(抄)

(職員)

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3～19 (略)

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。

2～6 (略)

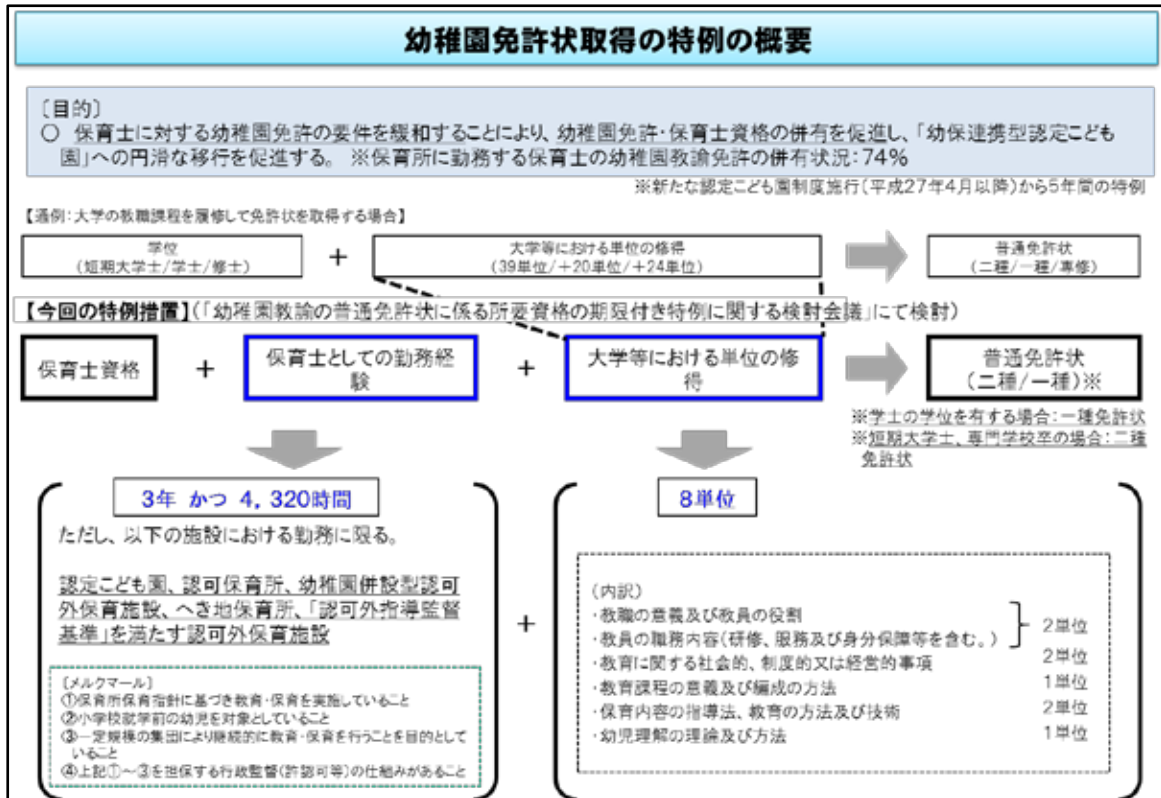
附 則 (平成二四年八月二二日法律第六六号)

(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

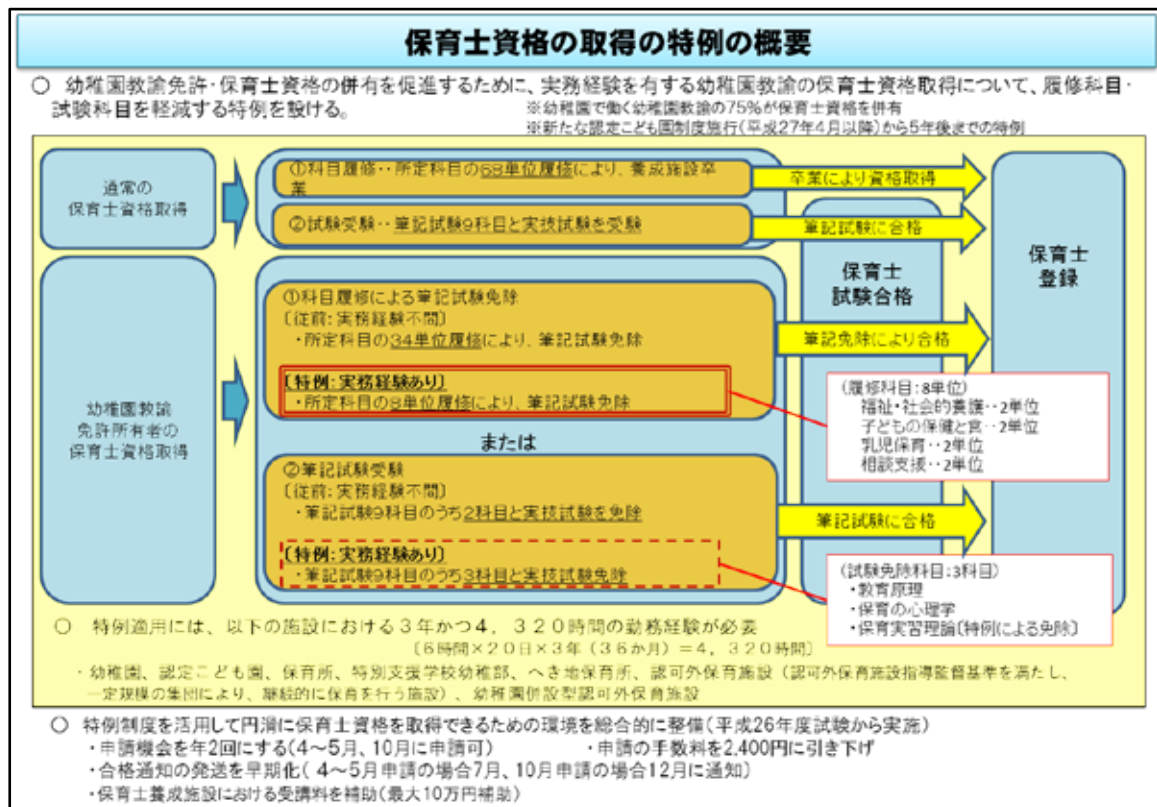
2・3 (略)

保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

幼稚園教員としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



厚生労働省：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

保育教諭確保のための財政支援（赤枠部分）

認定こども園等への財政支援（平成29年度予算）	
厚生労働省事業	
<p>保育園等整備交付金 564億円</p> <p>認定こども園整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園型認定こども園の保育園機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。 <p>保育園緊急整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園（幼保連携型認定こども園の保育園部分含む）の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。 	<p>保育対策総合支援事業費補助金 395億円</p> <p>保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。等 <p>職員の資質向上・人材確保等研修事業 30億円</p> <p>保育の質の向上のための研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。等
文部科学省事業	
<p>認定こども園施設整備交付金 30億円</p> <p>認定こども園整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。（新增改築、大規模改修等） ・ 幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分 ・ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分 ・ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。 <p>幼稚園耐震化整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。（改築、増改築） ・ 私立幼稚園の耐震化経費 ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。 <p>防犯対策整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。 ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における同内容の補助は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金により補助予定。 	<p>教育支援体制整備事業費交付金 11億円</p> <p>保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。 ※ 免許状取得後1年以上勤務することが必要。 <p>幼児教育の質の向上のための緊急環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支。 <p>認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。 ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。 <p>認定こども園等の円滑な移行のための準備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。 <p>園務改善のためのICT化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。

